

○文部科学省告示第百十一号

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月二十四日

文部科学大臣 阿部 俊子

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条「略」 1、3「略」 4 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学等に置く学部等（申請の日において当該学部等の設置後当該学部等における修業年限に相当する年数を経過していないもの又は当該学部等の収容定員を変更した後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部等にあつては、当該学部等の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に一年を加えた年数）を経過していないものを除く。）であつて当該大学等の国際競争力の向上に資するものとして文部科学大臣が別に定めるところにより認定するものに対する第一項第三号の規定の適用については、同号中「一・一五倍」とあるのは「一・二〇倍」と、「一・一〇倍」とあるのは「一・一五倍」と、「一・一〇五倍」とあるのは「一・一〇倍」とする。 5 外国に学部又は学科を設ける大学及び外国に学科を設ける短期大学に対する第一項第三号の規定の適用については、収容定員充足率に当該大学が外国に設ける学部（学部のうち一部の学科のみを外国に設ける場合には当該一部の学科）又は当該短期大学が外国に設ける学科（以下この条において「外国に設ける学部等」という。）のうち開設後修業年限に相当する年数を経過していないものに係る収容定員充足率を含まないものとし、同号中「一・一〇五倍」とあるのは、「一・一〇五倍、第六項に規定する外国に設ける学部等であつて、設置後修業年限に相当する年数を経過したものにあつては一・三〇倍」とする。 6、7「略」 第四条 第一条第七項の規定により同条第一項第五号の規定が適用されない場合における臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請の審査については、当該大学が行おうとする地域における薬剤師の確保のための教育内容及び薬剤師が不足すると見込まれる地域の医療機関又は薬局に将来勤務しようとする	第一条「同上」 1、3「同上」 「項を加える。」 4 外国に学部又は学科を設ける大学及び外国に学科を設ける短期大学に対する第一項第三号の規定の適用については、収容定員充足率に当該大学が外国に設ける学部（学部のうち一部の学科のみを外国に設ける場合には当該一部の学科）又は当該短期大学が外国に設ける学科（以下この条において「外国に設ける学部等」という。）のうち開設後修業年限に相当する年数を経過していないものに係る収容定員充足率を含まないものとし、同号中「一・一〇五倍」とあるのは、「一・一〇五倍、第五項に規定する外国に設ける学部等であつて、設置後修業年限に相当する年数を経過したものにあつては一・三〇倍」とする。 5、6「同上」 第四条 第一条第六項の規定により同条第一項第五号の規定が適用されない場合における臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請の審査については、当該大学が行おうとする地域における薬剤師の確保のための教育内容及び薬剤師が不足すると見込まれる地域の医療機関又は薬局に将来勤務しようとする

する当該大学の臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援（第一条第七項の文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域の都道府県が行うもの又は当該都道府県の知事が認めたものに限る。）の内容（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあつては、医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科の入学定員等の増加として記載された人数の支援に必要な内容を含むものとする。）に照らして行うものとする。

附 則

1

2

この告示の施行の際現にされている大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。次項において同じ。）の認可の申請に係る審査に対する改正後の第一条第一項第三号及び第六項の規定は、なお従前の例による。

3

令和五年度に行おうとする国際連携学科等の設置等（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第六十二条第一項及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第五十九条第一項に規定する国際連携学科の設置、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条第一項及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条第一項に規定する国際連携専攻の設置並びに国際連携専攻に係る課程の変更をいう。）及び令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請（令和六年三月以後に申請が行われるものを除く。）に係る審査に対する第一条第一項第三号及び第五項並びに附則第二項及び第四項の規定の

する当該大学の臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援（第一条第六項の文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域の都道府県が行うもの又は当該都道府県の知事が認めたものに限る。）の内容（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあつては、医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科の入学定員等の増加として記載された人数の支援に必要な内容を含むものとする。）に照らして行うものとする。

附 則

1

2

この告示の施行の際現にされている大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。次項において同じ。）の認可の申請に係る審査に対する改正後の第一条第一項第三号及び第五項の規定は、なお従前の例による。

3

令和五年度に行おうとする国際連携学科等の設置等（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第六十二条第一項及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第五十九条第一項に規定する国際連携学科の設置、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条第一項及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条第一項に規定する国際連携専攻の設置並びに国際連携専攻に係る課程の変更をいう。）及び令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請（令和六年三月以後に申請が行われるものを除く。）に係る審査に対する第一条第一項第三号及び第四項並びに附則第二項及び第四項の規定の

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	4 「略」 適用については、同条第一項第三号中「が、」とあるのは「又は平均入学定員超過率（大学、短期大学及び高等専門学校の設定等に係る認可の基準の一部を改正する告示（令和四年文部科学省告示第百二十九号）による改正前の第一条第一項第三号に規定する平均入学定員超過率をいう。以下同じ。）が、」と、同条第四項中「収容定員充足率」とあるのは「又は平均入学定員超過率」と、附則第二項及び第四項中「の算定」とあるのは「又は平均入学定員超過率の算定」と、「学生」とあるのは「学生又は入学者」とする。
	4 「同上」 適用については、同条第一項第三号中「が、」とあるのは「又は平均入学定員超過率（大学、短期大学及び高等専門学校の設定等に係る認可の基準の一部を改正する告示（令和四年文部科学省告示第百二十九号）による改正前の第一条第一項第三号に規定する平均入学定員超過率をいう。以下同じ。）が、」と、同条第四項中「収容定員充足率」とあるのは「又は平均入学定員超過率」と、附則第二項及び第四項中「の算定」とあるのは「又は平均入学定員超過率の算定」と、「学生」とあるのは「学生又は入学者」とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。